

# 江津市総合市民センター 利用料金表

## 1.施設利用料

(単位 円)

利用施設	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
1F ホール 平日	12,690	16,890	21,080	25,060	33,660	41,940
” 土・日曜日・休日	15,200	20,230	25,270	29,990	40,370	50,330
2F 大会議室 全室	7,340	10,150	13,060	15,870	22,570	25,810
” 1/3	1,940	2,590	3,340	4,100	5,830	6,690
” 2/3	3,880	5,180	6,690	8,200	11,660	13,380
中会議室(和室)	1,080	1,430	1,810	2,330	3,020	3,580
楽屋 1	1,440	1,940	2,390	2,900	3,810	4,710
楽屋 2	1,440	1,940	2,390	2,900	3,810	4,710
ギャラリー1						2,930
ギャラリー2						2,930

\* 消費税(8%)込の金額です。

### 備考

- 入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収して施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に次に掲げる入場料の額(入場料の額に2以上の区分があるときは、そのうちの最高額)の区分に応じた額を加算する。
 

ア) 3,000円以下のもの	10割相当額
イ) 3,000円を越えるもの	15割相当額
- 入場料を徴収しないが、営利を目的として施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額に10割相当額を加算する。
- この表に定める利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める利用料の額(前2号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)に1時間までごとに、当該利用料の額の1時間あたりの額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- ホールを準備又は練習のために利用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額(前3号の規定により加算した場合は、その加算した額を含む。)の5割相当額とする。
- 冷暖房装置を利用する場合は、この表に定める利用料の額の3割相当額を徴収する。
- 照明、音響、舞台道具及びその他の設備器具の利用料は、別に定める。
- この表において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

## 2.設備器具利用料

(単位 円)

種別	名 称	単 位	利用料
照明設備器具	ボーダーライト	1列	890
	シーリングライト (1KW18台)	1式	3,150
	フロントライト (1KW18台)	1式	3,150
	スポットライト (1KW)	1台	210
	ローアーホリゾントライト (3色)	1列	840
	アッパーホリゾントライト (3色)	1列	1,460
	ピンスポット (2KWクセノン)	1台	2,730
音響設備器具	ホール拡声装置	1式	2,620
	ワイヤレスマイク	1波	1,730
	コンデンサーマイク	1本	1,260
	ダイナミックマイク	1本	840
	カセットデッキ	1台	1,790
	CDプレーヤー	1台	1,150
	MDデッキ	1台	1,150
	スタンド式スピーカー	1台	840
	大会議室拡声装置	1式	1,570
舞台道具及びその他設備器具	音響反射板	1式	2,100
	スクリーン	1式	1,260
	所作台	1式	5,240
	平台	1台	160
	金屏風	1双	1,570
	地絨り	1枚	950
	紗幕	1帳	950
	緋毛氈	1枚	420
	指揮者台	1台	270
	指揮者用譜面台	1台	160
	演奏者用譜面台	1台	50
	舞台演台	1式	730
	映写機 (35ミリ・スクリーンを含む)	1式	10,480
	マルチプロジェクター	1台	1,400
	スライドプロジェクター	1式	1,040
	ビデオプロジェクター	1式	1,040
	オーバーヘッドプロジェクター (OHP)	1式	520
ピアノ	1台	6,290	

\*消費税 (8%) 込の金額です。

### 備考

1. 設備器具利用料は、午後9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの、それぞれの時間帯における利用ごとに1回として算定する。
2. ピアノの調律料は、実費とする。